

ただいま提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

議第68号の一般会計補正予算案につきましては、年度内における各事業の執行状況および最終的な財源見通しに基づき、所要の調整を行い、総額で193億7,882万9千円の減額補正を行おうとするものでございます。

まず歳入についてでございますが、県税は、法人二税が3億2,700万円の減額となる一方、個人県民税において23億3,490万円の増額となるなど、総額で27億7,000万円の増額となっております。

また、地方交付税は、決定状況等を踏まえ減額するものであり、県債につきましては、事業費の変動などを踏まえて、所要の調整を行おうとするものでございます。

次に、歳出についてでございますが、税務関係の市町交付金や情報セキュリティの強化対策に要する経費などを追加いたしますとともに、中小企業関係の貸付金の不用をはじめ、人件費や一般行政経費につきまして、執行残等を精査するなど、所要の調整を行うこととしております。

このような歳入、歳出の調整を図った上で、財政調整基金と県債管理基金の取り崩し予定額について、両基金合わせて56億円圧縮することといたしております。こうした措置によりまして、後年度の財政負担や、当面する諸課題への対応に備えてまいりたいと考えております。

議第69号から83号までは、特別会計および企業会計につきまして、所要の調整を行ったところでございます。

次に、条例案件について申し上げます。

議第84号は、介護保険法の一部改正に伴い、通所介護のうち小規模な通所介護が、地域密着型サービスに位置づけられたことから、必要な規定の整備を行おうとするものでございます。

議第85号は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正により、保育所の保育士の配置の一部について弾力的運用を行うことができることとされたことに伴い、当該要件の緩和などを行おうとするものでございます。

次に、その他の案件について申し上げます。

議第86号から88号までは、県の行う建設事業等に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。